

防衛省職員（任期付隊員（育休代替））の公募について

防衛省内部部局では、防衛省職員（任期付隊員（育休代替））を以下の要領にて募集します。

1 採用人数、業務内容等

採用区分	任期付隊員（育休代替）（広報業務）
採用数	2名
勤務先	防衛省大臣官房広報課 （東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1）
業務内容	対外発信分野に関して、大臣官房広報課において以下のソーシャルメディア広報のための動画撮影等の業務を実施 ・高官の国内外出張や広報イベントなどの動画撮影及び撮影に関する調整業務 ・撮影した動画を早急に編集（字幕テロップ等付与を含む） ・編集した動画を関係部署などへ照会し、必要な修正を実施 ・動画をSNSなどにおいて発信（撮影当日中の発信を追求） ・その他、採用予定者の経歴・適性を踏まえ大臣官房広報課が適当と認める広報コンテンツの作成業務等
採用予定日	令和8年1月20日（火）（採用者のご相談に応じます）
任期予定期間	採用日から最初の3月31日まで（任期更新の可能性あります）

2 応募資格

- (1) 高等学校卒業以上又は同等以上の学力を有する者
- (2) パソコン（Outlook、Word、Excel、PowerPoint）を使用した事務作業が可能な者
- (3) 防衛省高官の出張や広報イベントなど（国内・国外）に同行することが当該採用期間にわたり継続して可能な者（土日祝日を含む）
- (4) 公的機関、民間企業等、自営業等として、自身による動画撮影及び動画編集に従事した経験を有する者。特にソーシャルメディアを活用した広報に精通していること。
- (5) 高校卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等における職務経験が令和8年1月1日現在で通算2年以上となる者

3 応募制限

以下に該当する方は応募できませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

- (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 応募書類

- (1) 履歴書（別紙様式1） 1通

※必ず写真を貼付してください。

※中学卒業以降の学歴、職歴を全て記入してください。

※英検、TOEFL、TOEIC等、各種語学検定を受けている場合には、受験年月及び結果・得点等も履歴書に記入してください。

- (2) 職務経歴書（様式自由） 1通

- (3) 提出課題（別紙様式2） 1点

自身が撮影及び編集した動画のうち、自身の企画力や撮影・編集技能が最もよく表現されていると考える動画の情報及び当該動画をXで紹介する場合の投稿文を記載して提出してください。

※作成要領は、別紙様式2をご確認ください。

※生成AI等を用いて作成した動画は対象外とします。万が一、自身が作成したものではないことや、生成AI等を用いて作成したものであることが後日発覚した場合は、採用が取り消される場合があります。

5 応募方法

応募書類3点により1次選考を行います。

防衛省 HP 内の応募フォームより応募締め切り日までにご応募ください。締め切り翌日以降に送付されたものや郵送による応募は受け付けません。

【応募締め切り】 **令和8年1月16日（金）** ※受付期間を再延長しました

【応募に際して】

防衛省 HP に掲載している指定の様式（Word、Excel、PowerPoint）をダウンロードしてご使用ください。指定の様式以外でご提出いただいた書類は受け付けませんのでご注意ください。

（（例）PDF形式、JPEG形式は受け付けません。）

なお、応募状況によっては、締切前に募集を打ち切ることもあります。その場合はHP上にその旨を掲示いたします。

6 選考日程

受付期間	令和7年11月26日(水)～令和8年1月16日(金) ※受付期間を延長しました
第1次選考合格発表	令和8年1月下旬頃までに順次連絡 ※応募された方全員に、結果をメールで通知します。
第2次選考	順次実施 ※第1次選考合格者に、日程調整のメールを差し上げます。
最終合格発表	令和8年1月下旬以降

7 選考方法

1次選考を行った後、通過者の方に対し2次選考（面接・実技試験）を行い、採用者を決定致します。

※ 選考結果につきましては、原則メールにてご連絡致します。メールアドレスの記載誤りや受信設定にご注意ください。

※ 1次選考を通過された方に対し、2次選考の実施日等をご連絡いたします。

※ 2次選考においては面接のほか、実技試験を実施します。実技試験の実施内容等は1次選考通過者へご案内します。

※ 選考の状況又は日程の都合等によっては、3次選考が行われる場合があります。

8 採用形態

特別職国家公務員 防衛事務官 行政職俸給表（一）適用

9 待遇

(1) 給与、各種手当は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき支給します。

(ア) 採用時の給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

(イ) 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1年間に俸給等の4.6カ月分

(ウ) その他：通勤手当・扶養手当・住居手当・在宅勤務等手当・本府省手当・超過勤務手当等

経験年数例	俸給月額	地域手当	合計
高卒・経験年数2年	194,500円	38,900円	233,400円
大卒・経験年数5年	234,400円	46,880円	281,280円

※ 法令の改正等により、俸給・手当共に変動する場合があります。

※ 上記は目安であり、算出された経験年数等により実際の支給と異なる場合があります。

(2) 勤務時間は1日7時間45分、土日祝日は原則お休みですが、業務都合によっては出勤いただく場合があります。（土日祝日に出勤した場合は代休があります。）

(3) 休暇は年次休暇、病気休暇、介護休暇のほか、特別休暇（夏季・年末年始・結婚・出産・忌引・

子の看護・ボランティア等) があります。

(4) 健康保険及び年金は防衛省共済組合に加入となります。

10 その他

(1) 受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。

(2) 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。

(3) 書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに下記問い合わせ先へ連絡してください。

(4) 当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には必要書類等を御提出いただきます。

(5) 学歴・勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験年数に通算されませんので御注意ください。

(6) 提出書類等に虚偽の記載や申告がなされている場合には、採用予定が取り消される場合があります。

(7) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

(お問い合わせ先)

防衛省大臣官房秘書課 長根・平野

電話番号：03-3268-3111 (代表) (内線) 20203

メールアドレス：ikukyu@ext.mod.go.jp

受付時間：平日10時～17時